

埼玉県水素エネルギー普及推進協議会設置要綱（H30.5.9 改正）

（趣旨）

第1条 この要綱は、水素エネルギーの普及を目的として設置する「埼玉県水素エネルギー普及推進協議会（以下「協議会」という。）」の協議事項、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- （1）水素エネルギーの普及推進方策の検討
- （2）水素エネルギーの普及啓発
- （3）その他水素エネルギーの普及推進に必要な事項

（組織）

第3条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員は必要に応じ追加、変更ができるものとする。

（会長等）

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを選出する。
- 3 会長は、協議会を総括する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 協議会において、必要があると認めたときには、その会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（ワーキンググループ）

第6条 協議会には、必要に応じてワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループの設置に関する事項は、会長が別に定める。

（オブザーバー）

第7条 協議会の会議には、必要に応じてオブザーバーの出席を求めることができる。

2 オブザーバーは、その会議において意見を述べることができる。

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として公開とする。ただし、協議会の意向により非公開とすることが適当であると認められるときは公開しないことができる。

2 傍聴に係る手続等の必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の事務は、環境部エネルギー環境課において処理するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月9日から施行する。

別表 1 (第 3 条)

区分	機関等名
学識経験者	横浜国立大学大学院工学研究院教授 光島重徳
	早稲田大学大学院環境・エネルギー研究科教授 小野田弘士
民間事業者	岩谷産業株式会社
	J X T G エネルギー株式会社
	千代田化工建設株式会社
	東京ガス株式会社
	東芝エネルギーシステムズ株式会社
	トヨタ自動車株式会社
	日産自動車株式会社
	日野自動車株式会社
	本田技研工業株式会社
	三菱日立パワーシステムズ株式会社
関係団体	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
市町村	さいたま市環境局
県	埼玉県環境部
	埼玉県産業労働部

(平成 3 0 年 5 月 9 日現在)